

河川空間のオープン化  
(都市・地域再生等利用区域の指定)  
について

令和5年11月24日

# 河川空間のオープン化とは

## 河川空間のオープン化とは？

河川敷地の占有は、原則として公的  
主体(地方公共団体等)に限られており、  
営業活動を行うことはできません。

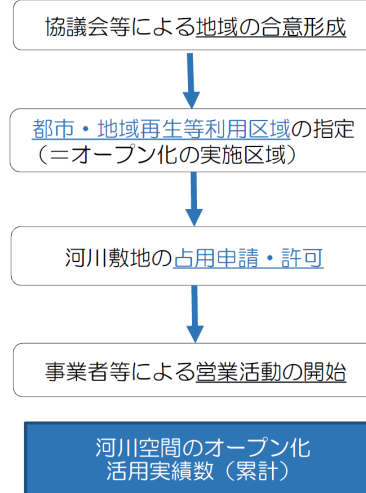
しかし「河川空間を積極的に活用したい」という要望の高まりを受け、平成23年に河川敷地占有許可準則を改正し、一定の要件を満たす場合には、特例として民間事業者等も営業活動を行うことができるようになりました。

これを「**河川空間のオープン化**」といいます。

### オープン化が適用される要件

- 河川敷地を利用する区域、施設、主体について地域の合意が図られていること。
- 通常の占有許可でも満たすべき各種基準に該当すること。  
(治水及び利水上の支障がないこと等)
- 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること。

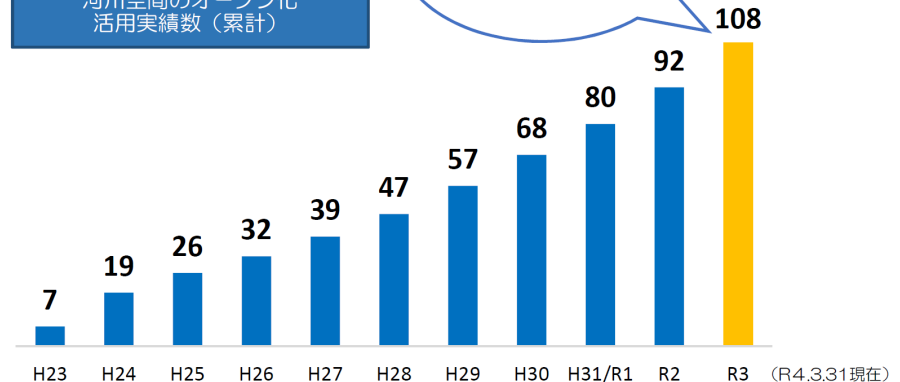
### オープン化の主な流れ



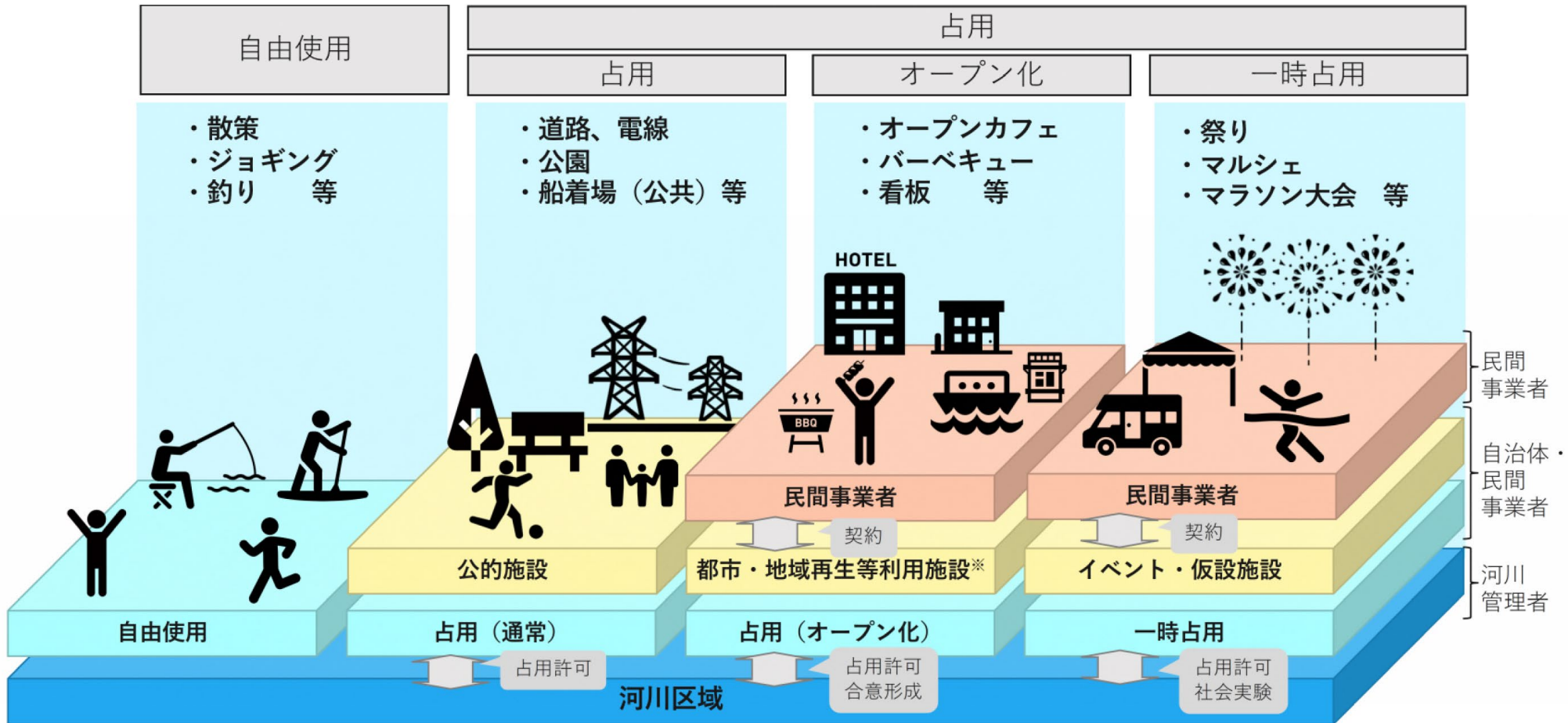
### 都市・地域再生等利用区域において 占有許可が可能な施設

- ①広場、イベント施設、遊歩道、船着場
- ②前述の施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
- ③日よけ、船上食事施設、突出看板、川床
- ④その他都市・地域の再生等のために利用する施設

令和3年度は  
新たに**1.6箇所**で  
オープン化されました！



# 【参考】河川区域の利活用パターン



※都市及び地域の再生等のために利用する施設

【出典】第4回境川かわまちづくり懇談会資料(R4.7.20浦安市)

# 河川空間のオープン化による利活用事例

## 二子玉川駅周辺地区(多摩川)



水辺にキッチンカーのある風景を毎週末に創出

## 伊豆ゲートウェイ函南(狩野川)



カヌー、SUPの利用状況

## 長良川右岸プロムナードエリア(長良川)



R4.5.11 「長良川夜市」

## 信濃川やすらぎ堤(信濃川)



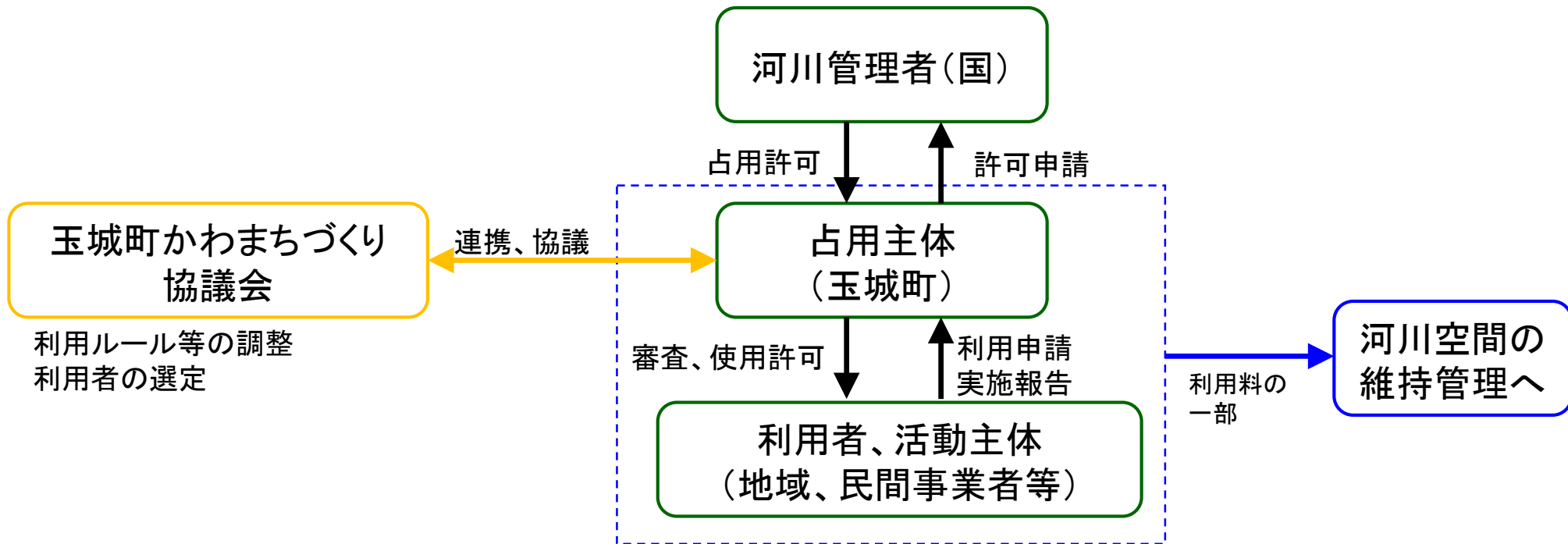
イベント実施状況

# 河川空間のオープン化に向けて

## 河川空間のオープン化に向けて

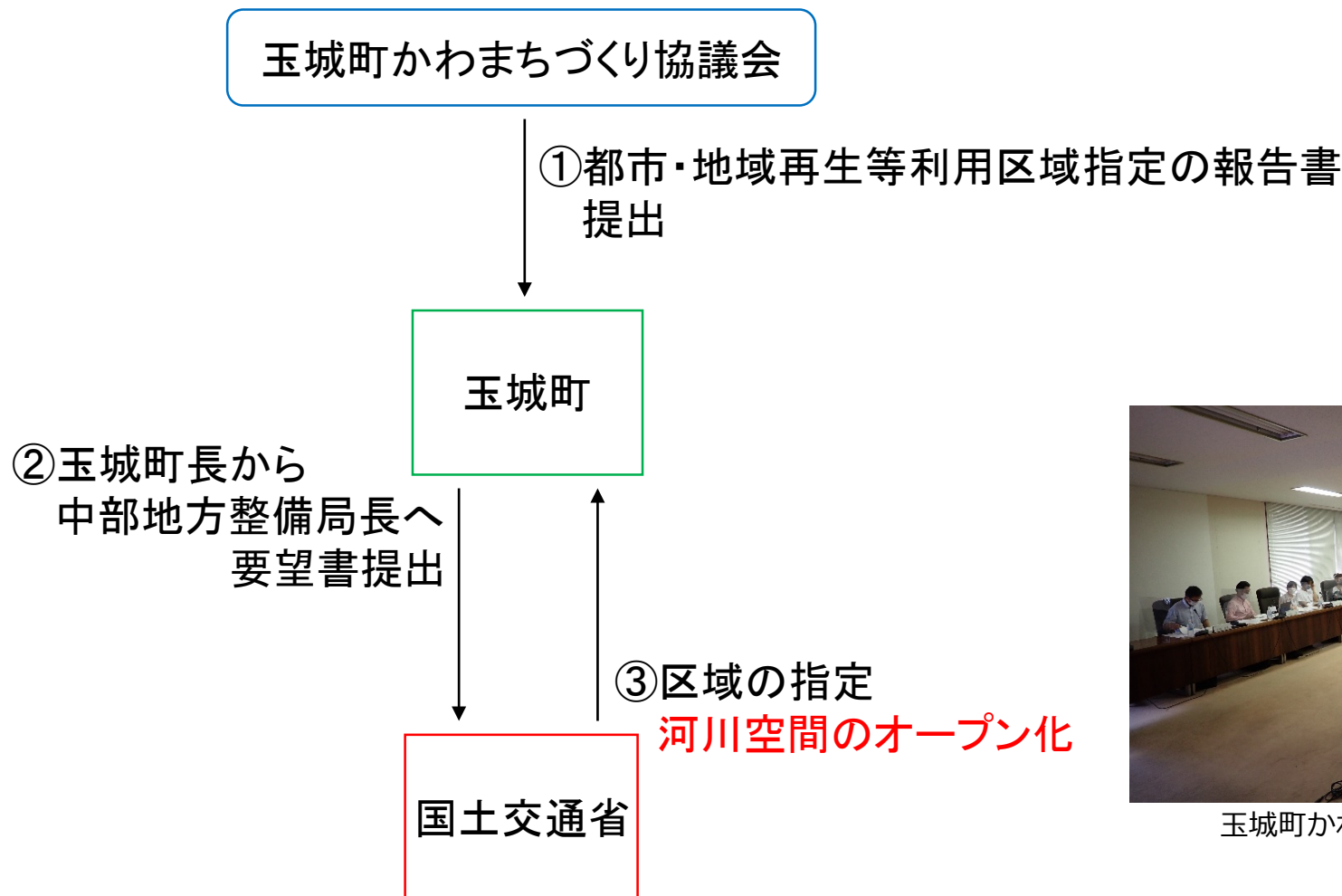
- たまき水辺の楽校の利活用アイデアを実現させるためには、地域や民間事業者が主体となり利活用を図っていくことが望ましいと考えます。
- たまき水辺の楽校において、営業活動を行う民間事業者等の利用が可能な「都市・地域再生等利用区域」における制度適用を検討していきます。

### ●都市・地域再生等利用区域による管理推進体制イメージ



# 都市・地域再生等利用区域指定に向けた手続きの進め方

- 都市・地域再生等利用区域指定の手続きにおいて、かわまちづくり協議会から玉城町へ報告書を提出する必要があります。
- 報告書には、これまでの取組みの実施報告や、今後の利用にあたっての利用申請を記載する必要があります。



玉城町かわまちづくり協議会